

添田町長交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な町政の推進に資するため、町長（代理者を含む。）が町を代表して行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準及び支出状況の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表内容)

第2条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 相手方・支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、弔慰金に係る交際費で相手方に特段の配慮が必要と認められる場合は、個人名は公表しないものとする。

(支出区分)

第3条 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 祝金
- (3) 弔慰金
- (4) 餞別
- (5) 接遇
- (6) その他

(支出基準及び支出金額)

第4条 前条各号に規定する支出項目に応じた支出基準及び支出金額は、別表のとおりとする。

(支出制限)

第4条の2 前条に規定する交際費は、次に掲げる場合に該当するときは支出することができない。

- (1) 親睦会等で単に飲食のみを目的とする場合
- (2) 町が補助金を交付している団体等が総会・大会等を行う場合
- (3) 結婚祝金の場合
- (4) 宗教行事又は宗教的行為若しくは内容を伴う行事の場合
- (5) 政治活動（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第8条の2に基づく政治資金パーティーを含む。）にかかわる場合

(公表時期)

第5条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当該月の支出分を翌月の末日までに行うものとする。

(公表方法)

第6条 交際費の公表は、別記様式により添田町ホームページに掲載するとともに、総務課において閲覧により行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は公布の日から施行し、平成22年9月1日以降の交際費について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日以降の交際費について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日以降の交際費について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日以降の交際費について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日以降の交際費について適用する。

別表1 (第4条関係)

| 支出区分 | 支出基準 | 支出金額 |
|-------|--|---|
| 会 費 | 町長又は町長代理等が参加する場合 | 2万円を上限とする。 ただし、会費の明記がない場合は、1万円を上限とする |
| 祝 金 | 総会等各種行事のお祝いに係る経費 | 1万円を超えない範囲 |
| 弔 慰 金 | 葬儀等における生花、供物、香典支出に係る経費に係る経費（別表2に定める基準の範囲内） | 別表2に定める金額 |
| 餞 別 | 町費からの補助が無く、添田町民が九州大会以上に出場する場合 | 社会通念上妥当と認める範囲 |
| 接 遇 | 公共的団体、機関等の関係者及び町表敬訪問者等の接遇に係る経費 | 社会通念上妥当と認める範囲 |

| | | |
|-----|---|-------------------|
| その他 | その他町政の運営において、支出することが 適当と認められる場合に係る経費 | 社会通念上妥当と認め る範囲 |
|-----|---|-------------------|

別表 2 (弔慰金)

| 対 象 者 | 支出金額 |
|--|--|
| 現職町三役 | 生花スタンド及び香典等は各々2万円以内とする。 (社会通念上妥当と認め る範囲) |
| 現職町議会議員 | |
| 現職三役、現職町議会議員の実父母、配偶者、子 | |
| 現職の監査委員、選挙管理委員、教育委員、農業委員、 公平委員、固定資産評価審査委員 | |
| 現職の行政区長 | |
| 町内に住所を有する100歳以上の方 | |
| 町政功労者 | |
| 上記以外のもので、町政の運営において支出することが 必要と認められるもの | |